

地域福祉の推進に向けて

～ 地域共生社会の実現 ～

1. 地域福祉とは

それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいくこと。

2. 地域福祉計画とは

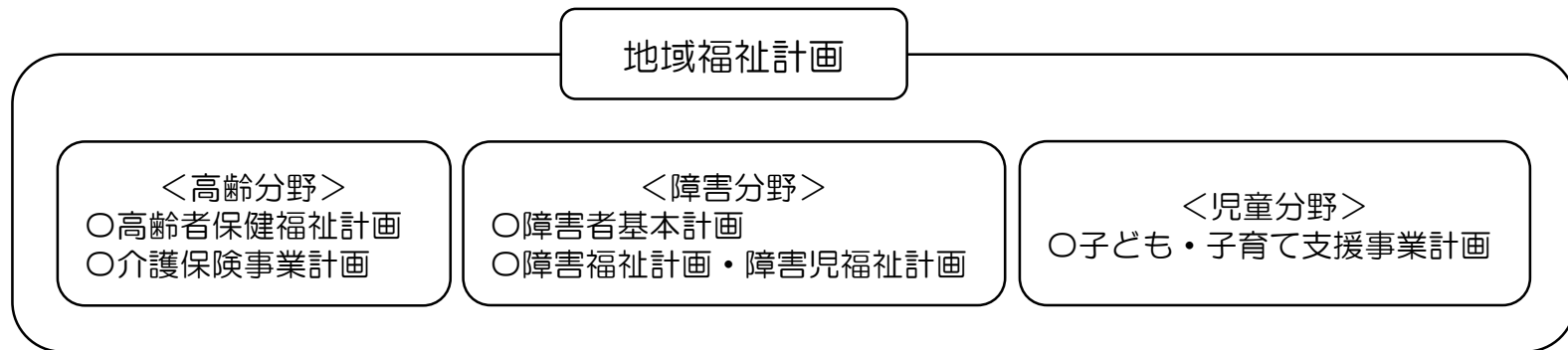
地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容等について、行政関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための市町村における行政計画。

地域福祉計画の位置付け

- ▶平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定について、これまで任意とされていたものが努力義務化された。
- ▶「地域共生社会」の実現に向けて、各地域で創意工夫に基づく包括的な支援体制の整備等による地域福祉の推進を図ることを目的に、各福祉分野（高齢、障害、児童など）における共通事項を記載する「上位計画（福祉の総合計画）」として位置付けられた。

※地域共生社会とは

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会



地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法改正の背景

- ▶ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化、核家族化の進展などにより、認知症介護、ひきこもり、経済的困窮、虐待などの生活課題を抱えた世帯が増加傾向にあり、地域住民の支援ニーズが複雑かつ多様化している。
- ▶ 多様化する支援ニーズに応えるためには、分野を超えて様々な関係機関が連携し、包括的な支援体制を整備する必要がある。

新たな事業展開について

- ▶令和3年4月に社会福祉法が一部改正され、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- ▶本事業では、各福祉分野（介護、障害、児童、生活困窮）の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、国の財政支援（補助金）が一本化されると共に、複合・複雑化した事例のコーディネート（課題整理や関係機関の役割分担の調整など）を行う福祉の総合相談等を実施する。

①重層的支援体制整備事業
の実施



②包括的な支援体制
の整備



③地域共生社会の実現

重層的支援体制整備事業の支援フロー図（例）

（多機関の連携・協働による支援）

